

■ 段階別保険料一覧 ■

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 (令和6～8年度)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.285	18,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80万円超 120万円以下の方	基準額 × 0.485	30,900円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120万円超の方	基準額 × 0.685	43,700円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税 で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.9	57,400円
第5段階 【基準】	世帯の誰かに住民税が課税されているが 本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	基準額 × 1.0	63,800円
第6段階	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	76,500円
第7段階	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	82,900円
第8段階	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	95,700円
第9段階	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.7	108,400円
第10段階	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.9	121,200円
第11段階	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.1	133,900円
第12段階	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.3	146,700円
第13段階	本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 × 2.4	153,100円

一人ひとりの保険料は、介護保険の大切な財源です。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



介護保険料とは何ですか

【介護保険制度】介護が必要になった時に、一人ひとりが少ない負担で安心して介護サービスを受けられるよう、社会全体で支える仕組みです。

【介護保険料】介護保険を運営するための大切な財源であり、40歳以上の方が納める保険料です。



令和6年度の 介護保険料をご確認ください

■ 第1段階から第3段階の方の介護保険料が軽減されます。

■ 所得段階は11段階から13段階へ変更となりました。
保険料基準月額（第5段階の年額を12カ月で割った額）は5,320円で平成30年度以降据え置きですが、所得段階が変わった方はこれまでと納める金額が変わりますので、ご自身の段階をご確認ください。

■ 小諸市では区等で介護予防活動等が活発に行われており、元気な高齢者が多く要介護認定率も低いため、基準月額は近隣の市と比較して低い金額になっています。



保険料の納め方

【普通徴収】年金が年額18万円未満の方

▷ 納付書または口座振替で各自納めてください。
納入通知書は7月中旬に郵送します。

【特別徴収】年金が年額18万円以上の方

▷ 年金から天引きになります。

65歳の誕生日を迎えた月から年金からの天引きに移行していきますが、天引きが開始するまでの半年から1年程度は、一時的に普通徴収になりますので、納め忘れにご注意ください。



介護保険料を滞納すると…

介護サービスを利用する際に、全額自己負担、自己負担割合の引上げ等の措置が取られます。納期限までの納入にご協力ください。



65歳以上の方へ

みんなで支える介護保険
介護保険料のお知らせ

問

高齢福祉課
介護保険係